

令和5年度 厚生労働省委託事業「化学物質管理に係る相談・訪問支援事業」
「無料相談窓口」・「訪問支援」リーフレットの送付について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社が平成26年度より継続して受託している、厚生労働省委託事業「化学物質管理に係る相談・訪問支援事業」の本年度事業のご案内を送付させていただきます。

労働安全衛生法において、労働災害を防止するために一定の危険有害性のある化学物質の取扱いに対して、リスクアセスメントの実施や、譲渡提供時に容器へのラベル表示等が義務づけられています。そのため、対応にお困りの各事業者や担当者の皆様から無料電話相談、各事業場への訪問支援を実施しております。

つきましては、下記リーフレットを送付させていただきますので、事業者の皆様へ配布のご案内をしていただき、職場における事故防止のためご活用いただけたら幸いです。

敬具

1. 化学物質管理の無料相談窓口のご案内
2. 「化学物質のリスクアセスメント」訪問支援のご案内

なお弊社ホームページに本事業のご案内がございますので合わせてご覧ください。

テクノヒル(株)ホームページ

<http://www.technohill.co.jp>



◆ご不明な点がございましたら、ホームページのお問合せフォームまたはこちらまでお問い合わせください。

【事務局】

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3 Aska V 日本橋 2 階

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

◆ 労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要 ◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- 新たな化学物質規制にどのように対応すればいいですか？
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください。
- 化学物質管理に役立つ情報はどこでわかりますか？



050-5577-4862

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は令和5年4月3日～令和6年3月18日までとなります。

*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

令和5年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談・訪問支援事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145

<https://technohill.co.jp/>